

船上焼却炉に関する事項

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

船上焼却炉に関する事項

改正理由

- (1) MARPOL 条約附属書 VI 第 16.6.1 規則において、船上焼却炉は、決議 MEPC.76(40)に定められる仕様基準に適合し、承認を受ける必要がある旨規定されている。

当該基準の適用対象となる焼却炉の最大容量は 1,500kW に制限されているが、船上での焼却処理物の量の多い大型船舶等においては、容量 1,500kW 以下の焼却炉では焼却能力の不足により問題が生じる場合があることから、IMO において当該制限について見直しが行われてきた。

その結果、2012 年 10 月に開催された IMO 第 64 回海洋環境保護委員会 (MEPC64)において、決議 MEPC.76(40)の適用対象となる焼却炉の最大容量を 4,000kW まで拡大することが承認され、MEPC.1/Circ.793 として回章されている。

今般、船上焼却炉の承認基準として MEPC.1/Circ.793 の規定を取入れた。

- (2) MARPOL 条約附属書 VI 第 16.9 規則により、連続投入型船上焼却炉においては、未燃焼の排ガスによる大気汚染を避けるため、燃焼室のガス出口温度が 850°Cを下回る状態での廃棄物の投入が禁じられている。

しかしながら、同装置で処理される固形廃棄物でないスラッジ油については、燃焼室の温度が 500°Cを超える状態であれば完全燃焼が可能であると考えられることから、2012 年 10 月に開催された MEPC64 において、当該油にあつては、焼却炉の燃焼室温度が 500°Cを超えた段階において投入が認められる旨の統一解釈が承認され、MEPC.1/Circ.795 として回章されている。

今般、MEPC.1/Circ.795 に基づき関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船上焼却炉の承認基準に関する要件を改めた。
- (2) 連続投入型船上焼却炉の使用に関する要件を改めた。